

社会保障生計調査の調査世帯の選定について

1 調査世帯の選定の基本的な考え方

全国の被保護世帯の情報を母集団情報として、全国を複数の地域ブロックに層化し、各ブロック内の自治体から調査対象とする自治体を抽出し、当該自治体内の福祉事務所（約 200 か所）を選定した上で、管轄福祉事務所内の被保護世帯から 1,100 世帯を調査世帯として抽出する。

なお、社会保障生計調査（以下「本調査」という。）は、生活保護基準検証の基礎資料として主に活用されることから、基準検証に資する代表的な被保護世帯（下記 3（3）のアからクに該当する世帯を除いた世帯。以下同じ）の家計収支の実態を明らかにする必要がある。このため、本調査の調査世帯の抽出にあたっては、地域等ごとに偏りが生じないように配慮しつつ、調査対象自治体において、管内の被保護世帯の生活実態や状況を十分に承知している福祉事務所の意見を踏まえ、代表的な被保護世帯を有意抽出する。

2 母集団情報及び調査世帯数

（1）母集団情報

被保護者調査（一般統計調査）の結果等に基づく全国の被保護世帯の情報を母集団情報とする（令和 6 年 4 月時点：約 165 万世帯）

（2）調査世帯数

1,100 世帯とする。

3 調査世帯の抽出方法

社会保障生計調査の調査世帯は、地方自治体を第 1 次抽出単位、被保護世帯を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出法により調査世帯を抽出する。

（1）層化基準

全国を以下の 12 のブロックに層化する。

- ① 北海道地区：北海道（1 道）
- ② 東北地区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（6 県）
- ③ 関東Ⅰ地区：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（1 都 3 県）
- ④ 関東Ⅱ地区：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県（5 県）
- ⑤ 北陸地区：新潟県、富山県、石川県、福井県（4 県）
- ⑥ 東海地区：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（4 県）
- ⑦ 近畿Ⅰ地区：京都府、大阪府、兵庫県（2 府 1 県）
- ⑧ 近畿Ⅱ地区：滋賀県、奈良県、和歌山県（3 県）
- ⑨ 中国地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（5 県）
- ⑩ 四国地区：徳島県、香川県、愛媛県、高知県（4 県）
- ⑪ 北九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県（4 県）
- ⑫ 南九州・沖縄地区：熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（4 県）

（2）第 1 次抽出（調査対象自治体・福祉事務所の抽出）

調査対象とする自治体を、各ブロック内の都道府県（政令指定都市と中核市を除く）、政令指定都市及び中核市の中から 1～5 の自治体を抽出し、当該自治体内の福祉事務所（約 200 か所）を選定する。

※ 各ブロック内の調査対象自治体は、調査事務の負担軽減及び公平性を考慮し、原則 2 年毎のローテーション形式の実施とする。

ただし、全国で消費水準が最も高くかつ被保護世帯が最も多い東京都（八王子市を除く）は毎年実施とする。

（3）第 2 次抽出（調査世帯の抽出）

調査対象自治体内において、「4 調査世帯数の配分」により配分された数の調査世帯を抽出する。抽出にあたっては、調査対象自治体内における、管内の被保護世帯の生活実態を踏まえ、

次のいずれかに該当する世帯を除き、代表的な被保護世帯を抽出する。

- ア 生活扶助を受けていない世帯
 - イ 世帯分離している世帯
 - ウ 世帯人員が6人以上の世帯
 - エ 耕地0.1ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
 - オ 林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
 - カ 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど、集団的共同生活を営んでいる世帯
 - キ 賄い付きの同居人のいる世帯
 - ク その他不適当と認められる世帯（生活保護法第60条（※）の生活上の義務を果たしていない世帯や入院中の世帯など）
- ※ 生活保護法第60条（生活上の義務）
被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

なお、抽出された調査世帯のうち、年度途中で脱落した世帯は、結果精度を確保するため、その代替りの世帯を抽出する。

4 調査世帯数の配分

- （1） 基準抽出率（調査世帯数／調査対象自治体の母集団世帯数）により、調査世帯数を調査対象自治体別に比例して配分する。
 - ※1 調査対象自治体の調査事務量を均等化するため、1調査対象自治体当たりの最低配分数を設定する。
 - ※2 被保護世帯の多い調査対象自治体の調査世帯数が過大にならないよう、抽出率を調整する。
- （2） 上記（1）により配分された調査世帯数について、各調査対象自治体内の生活保護法の級地ごとの被保護世帯数に比例して配分を行う。
- （3） 上記（2）で配分された級地ごとの調査世帯数について、「2人以上の世帯」と「単身世帯」に分けて、半分ずつ配分を行う。
 - ※ 配分の結果、差分が生じた場合は、端数処理など調整を行う。

5 母集団推計について

本調査は、有意抽出のため母集団推計は行わない。